

兵庫県公共施設等総合管理計画

平成29年3月

兵 庫 県

目 次

I 計画策定にあたって

| | |
|-----------------|---|
| 1 策定の目的 | 1 |
| 2 計画の対象とする公共施設等 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 1 |
| 4 計画の期間 | 1 |
| 5 計画の見直し | 1 |

II 公共施設等総合管理計画の基本方針

| | |
|------------------|---|
| 1 基本的な考え方 | 2 |
| 2 取組方針 | 2 |
| 3 総括的なフォローアップの実施 | 2 |
| (参考) 個別施設計画の策定 | 3 |

III 公共施設等の現状

| | |
|----------|---|
| 1 建 物 | 4 |
| 2 インフラ施設 | 5 |

IV 取組方針

| | |
|---------------------|----|
| 1 施設総量の適正化の推進 | |
| (1) 建 物 | 7 |
| (2) インフラ施設 | 8 |
| 2 老朽化対策の推進 | |
| (1) 建 物 | 9 |
| (2) インフラ施設 | 10 |
| 3 安全性の向上と適切な維持管理の推進 | |
| (1) 耐震化の推進 | 13 |
| (2) バリアフリー化の推進 | 14 |
| (3) 適切な維持管理の実施 | 14 |
| 4 施設等の有効活用 | 15 |

V フォローアップの実施

| | |
|---------------------|----|
| 1 実施方針 | 16 |
| 2 全庁的な取組体制と施設情報の一元化 | 16 |

I 計画策定にあたって

1 策定の目的

文化会館・美術館や県立学校、県庁舎をはじめ、道路・河川などの公共施設等は、県民生活を支え、生活の質の向上はもとより、県内産業の振興や県内外の交流を促す重要な基盤である。

今後、昭和30年代から60年代の人口が増加する高度経済成長期に集中的に整備した公共施設等が老朽化し、その対策が課題となってくる。仮に現有施設をそのまま更新していった場合、建物は今後45年間で約1兆円（年間平均230億円程度）、土木インフラは50年間で約2.6兆円（年間平均520億円程度）の事業費が必要と見込まれる。

この間、人口が本格的に減少し、少子高齢化も進展する中、県民ニーズも変化し、多様化していく。現行の公共施設が今後とも求められるのか、その規模も含めて検証が必要となる。一方で、新たなニーズに合わせて機能を見直していかなければならない施設もある。加えて、地震や風水害などの自然災害にも安全であること、地球環境により配慮した施設であることも必要となる。

一部の施設では既に計画を定め、老朽化対策への取組みを始めている。

こうした取組みを踏まえつつ、本計画では、県全体の公共施設等について、将来の財政負担の軽減を図りながら老朽化対策等に計画的に取り組むための方針を定める。

2 計画の対象とする公共施設等

本県が保有する全ての公共施設等を対象とする。

【図表】計画の対象とする公共施設等

| 施設類型 | | 主な施設 |
|--------|-----------|---|
| 建物 | 庁舎等 | 庁舎（本庁舎、総合・集合庁舎、試験研究機関等） 警察関係施設（警察署、運転免許試験場等） |
| | 公的施設等 | 文化会館、美術館・博物館、スポーツ施設等 |
| | 県立学校 | 高等学校、特別支援学校等 |
| | 県営住宅 | 県営住宅 |
| | 県立病院 | 県立病院 |
| | その他の施設 | 競馬施設、職員公舎、保養施設等 |
| インフラ施設 | 土木インフラ | 道路、河川、海岸、港湾、砂防等 |
| | 農林水産インフラ | 農業水利施設、治山施設、漁港施設等 |
| | 企業庁関係インフラ | 水道、工業用水道施設 |
| | 交通安全施設 | 信号機、大型標識柱等 |

3 計画の位置づけ

国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月決定）に基づく本県の行動計画に位置づける。

4 計画の期間

平成29年度～平成38年度までの10年間とする。

5 計画の見直し

社会経済情勢の変化や国のインフラ長寿命化対策の動向、個別施設計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

II 公共施設等総合管理計画の基本方針

1 基本的な考え方

公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や建替を検討する必要がある。一方で、人口減少、少子高齢化の進展とともに県民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方を検証することも求められている。

厳しい財政状況の中で、公共施設等の老朽化に適切に対応できるよう統一的な取組方針を定め、施設類型ごとの計画に基づく取組みに加え、本県が保有する公共施設等の一元的な管理を行うことにより県全体として計画的な取組みを推進する。

2 取組方針

建物、インフラ施設等の施設類型ごとに次の取組みを計画的に推進する。

(1) 施設総量の適正化の推進

今後の公共施設等のあり方に影響を及ぼす人口の推移、利用状況等を考慮しながら、施設の必要性を検証する。

その中で、必要に応じて、統廃合、市町や民間への移譲、規模の見直し、機能の充実などを行い、施設総量の適正化を推進する。

(2) 老朽化対策の推進

今後も必要な公共施設等は、将来の財政負担の軽減・平準化を図りながら、建物については計画修繕、長寿命化改修・環境改善又は建替整備による対策¹を、インフラ施設については、予防保全、事後保全、定期保全の分類等に基づく対策²を推進する。

あわせて、新たな県民ニーズに対応できる機能を追加するなど利便性の向上を図る。

(3) 安全性の向上と適切な維持管理の推進

今後想定される南海トラフ巨大地震等の大規模地震や風水害等の災害に備え、耐震性の向上等に取り組むほか、利用者の安全確保のためのバリアフリー化を推進する。

また、日常的な点検・補修等の維持管理を適切に実施する。

(4) 施設等の有効活用

空きスペースが生じた施設や未利用土地、廃止した施設・土地について、県・市町・民間等による有効活用を推進する。

3 総括的なフォローアップの実施

県全体の取組状況を管理するため、関係部局による全庁横断的な連絡会議を設置して個別施設計画の進捗状況を把握するとともに、財産管理台帳を活用して情報の一元化を図るなど、計画的に推進する。

¹ 建物について実施する老朽化対策は9ページに記載

² インフラについて実施する老朽化対策は10ページに記載

(参考) 個別施設計画の策定

公共施設等の適正な管理をより実効性あるものとするため、施設類型ごとに、具体的な実施計画となる個別施設計画を策定する。

【図表】個別施設計画の策定状況

| 区分 | 施設類型等 | 計画名 | 計画期間 | |
|-----------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|---------|
| 建物 | 庁舎・公的施設等 | ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン | H29～H38 | |
| | 県立学校 | 県立学校施設管理計画 | H28～※ ¹ | |
| | 県営住宅 | ひょうご県営住宅整備・管理計画 | H28～H37※ ² | |
| | 県立病院 | 新県立病院改革プラン | H29～H32 | |
| インフラ施設 | 土木インフラ | ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画 | H31～H40 | |
| | 農林水産インフラ | 農業水利施設 (特定ため池を除く) | 機能保全計画 | H19～H32 |
| | | 農業水利施設 (特定ため池) | ため池整備 5 箇年計画 | H31～H34 |
| | | 農地防災施設 (農地地すべり) | 長寿命化計画 | H26～H32 |
| | | 農地防災施設 (農地海岸) | 長寿命化計画 | H23～H32 |
| | | 治山施設 | 兵庫県治山個別施設計画 | H28～H31 |
| | | 林道施設 | 兵庫県林道個別施設計画 | H28～H33 |
| | | 漁港施設 | 機能保全計画 | H26～H32 |
| | | 海岸保全施設 | 長寿命化計画 | H26～H32 |
| | 企業庁施設 ※ ³ | アセットマネジメント推進計画 | H21～H60 | |
| 交通安全施設 ※ ⁴ | 交通安全施設管理計画 | H29～H38 | | |

※¹ 計画の終期を定めていないが、5年間の実施計画（I期：H29～H33）を策定

※² H37 を目標年次とした計画に改定（平成 28 年 5 月）

※³ 水道用水供給事業・工業用水道事業

※⁴ 県公安委員会が設置する信号柱、信号制御機、大型標識等の交通安全施設

※⁵ 上記のほか、公立大学法人兵庫県立大学は本計画に準じて計画的に対応

(参考) 施設横断的な計画の推進

公共施設等の共通した取組みについては、以下の施設横断的な計画に基づいて推進する。

【図表】施設横断的な計画

| 取組内容 | 計画名 | 計画期間 |
|------------|--------------|-----------------------|
| 耐震化の推進 | 兵庫県耐震改修促進計画 | H28～H37※ ¹ |
| バリアフリー化の推進 | 福祉のまちづくり基本方針 | H28～H37※ ² |

※¹ 5年目にあたる平成 32 年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画を見直し

※² 概ね 10 年後を見据えて策定し、5 年後の平成 32 年度を目標年次とする

(参考) 土地の有効活用

空きスペースが生じた土地については各個別施設計画のもとで有効活用に取り組むこととし、用途廃止した土地や未利用土地については、「兵庫県行財政運営方針」の取組方針に基づき取り組む。

Ⅲ 公共施設等の現状

1 建 物

(1) 保有数量

本県が保有する建物の総延床面積は、約 735 万㎡（平成 27 年度末）となっている。

このうち、県営住宅が約 321 万㎡（約 44%）、県立学校が約 210 万㎡（約 29%）、本庁舎や警察署等の庁舎等が 71 万㎡（約 10%）となっている。

【図表】施設類型別の延床面積（単位：千㎡、%）

| 施設類型 | | 延床面積 | 構成比 |
|-------|-------------------------------|-------|-------|
| 庁舎等 | 庁舎（本庁舎、総合・集合庁舎、試験研究機関等） | 420 | 5.7 |
| | 警察関係施設（警察署、運転免許試験場等） | 290 | 4.0 |
| | 庁舎等 小計 | 710 | 9.7 |
| 公的施設等 | 文化会館、博物館、スポーツ施設等 ³ | 657 | 8.9 |
| 県立学校 | 高等学校、中等教育学校、特別支援学校 | 2,109 | 28.7 |
| 県営住宅 | 県営住宅 | 3,206 | 43.6 |
| その他施設 | 競馬施設、職員公舎、保養施設等 ⁴ | 289 | 3.9 |
| | 県立病院 ⁵ | 378 | 5.2 |
| | その他施設 小計 | 667 | 9.1 |
| 合 計 | | 7,349 | 100.0 |

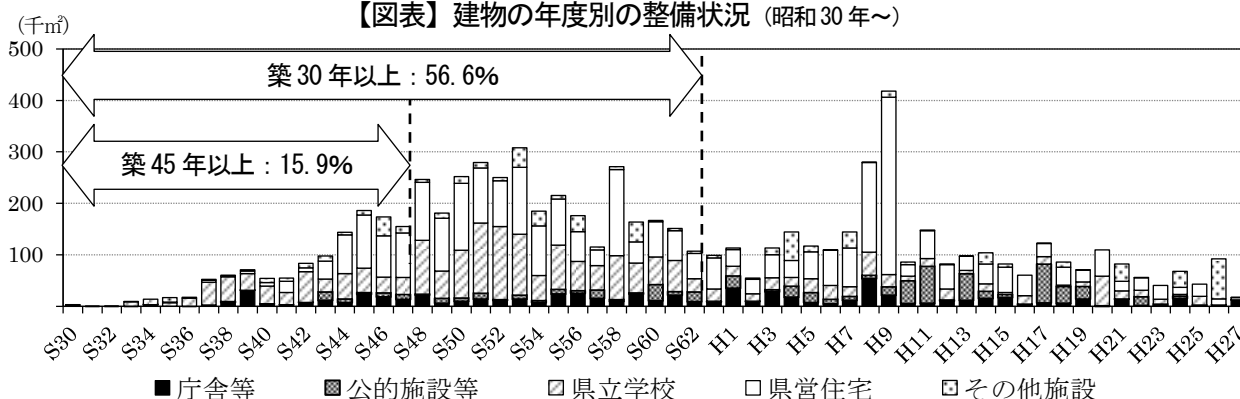
(2) 老朽化の状況

今後、県立学校や県営住宅、庁舎等の多くの建物が築 30 年を経過し、大規模な修繕等が必要となる。

【図表】施設類型別の老朽化の割合（延床面積ベース）

| 区 分 | 築 30 年以上経過 ⁶ | | | 築 45 年以上経過 ⁷ | | |
|-----------|-------------------------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|
| | H27 | H37 | H47 | H27 | H37 | H47 |
| (ア) 庁舎等 | 52.1% | 80.1% | 93.1% | 20.8% | 41.7% | 66.3% |
| (イ) 公的施設等 | 28.8% | 45.9% | 95.8% | 7.5% | 18.9% | 36.8% |
| (ウ) 県立学校 | 77.9% | 89.2% | 94.5% | 22.4% | 64.5% | 82.5% |
| (エ) 県営住宅 | 54.8% | 83.2% | 94.6% | 13.4% | 42.9% | 61.0% |
| 全 体 | 56.6% | 77.8% | 90.3% | 15.9% | 45.2% | 63.6% |

【図表】建物の年度別の整備状況（昭和 30 年～）



³ 「公的施設」とは、地方自治法第 244 条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として規程されている「公の施設」と同趣旨であるが、本県の行財政構造改革で施設の意義や運営手法等を検討するため、県営住宅などの基盤施設や医療・社会福祉施設など、特定の施策分野と一体的に議論すべき施設群を除いたものを「公的施設」と定義している。

⁴ 公用財産台帳上、普通財産に位置づけられている施設等。

⁵ H28 年 5 月こども病院供用開始時点における 13 県立病院の延床面積の計。

⁶ 築 30 年：設備等が老朽化し、大規模な修繕の目安となる年数。

⁷ 築 45 年：本県の直近 10 年間の建替整備事業（10 億円以上）における建替までの平均年数。

2 インフラ施設

(1) 保有数量

本県には、約 8,400 km²の広大な県土に、道路・河川・海岸・港湾・砂防・下水道・公園・空港といった土木インフラ、農業水利施設、農道等の農林水産インフラをはじめ、水道などの企業庁施設、信号機などの交通安全施設を保有している。

【図表】インフラ施設の保有数量⁸

| 【土木インフラ】 | | | 【農林水産インフラ】 | | | |
|-----------------|---------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|-----------|--------|
| 区分 | 施設 | 数量 | 区分 | 施設 | 数量 | |
| 道路 | 橋梁 | 4,654 橋 | 農業水利 ⁹ | 頭首工 | 48 箇所 | |
| | 舗装 | 4,100 km | | 用排水路 | 311 Km | |
| | トンネル(覆工) | 99 箇所 | | 用水機場 | 4 箇所 | |
| | トンネル(設備) | 91 箇所 | | 排水機場 | 17 箇所 | |
| | アンダーパス | 16 箇所 | | ダム施設 | 20 箇所 | |
| | 横断歩道橋 | 207 箇所 | | 特定ため池 | 8,731 箇所 | |
| | 組立歩道 | 12.1 km | | 農道 ⁹ | 橋梁 | 86 橋 |
| | 道路附属物 | 18,386 基 | トンネル | | 5 箇所 | |
| | 道路法面施設 (H27.6追加) | | 16,285 箇所 | 農地防災 | 地すべり防止施設 | 74 箇所 |
| | | | | | 海岸保全施設 | 6 箇所 |
| 河川 海岸 | 排水機場 | 49 箇所 | 林道 | 橋梁 | 15 橋 | |
| | 水門・堰 | 56 箇所 | | トンネル | 1 箇所 | |
| | 樋門・陸閘 | 1,817 箇所 | 治山 | 治山施設 | 13,871 施設 | |
| | 矢板護岸 | 92.4 km | | 漁港 | 外郭施設 | 247 施設 |
| | ダム施設 | 18 箇所 | 係留施設 | | 202 施設 | |
| | 防潮堤 | 193.4 km | 水域施設 | | 19 施設 | |
| | | 輸送施設 | 76 施設 | | | |
| 港湾 | 岸壁等係留施設 | 420 施設 | 海岸 (漁港) | 排水機場 | 2 施設 | |
| | 防波堤等外郭施設 | 602 施設 | | 水門 | 8 施設 | |
| 砂防 (H28.4追加) | 砂防設備 | 2,412 箇所 | | 陸閘・樋門 | 142 施設 | |
| | 地すべり防止施設 | 87 箇所 | | 胸壁・堤防・護岸 | 68 施設 | |
| | 急傾斜地崩壊防止施設 | 822 箇所 | | 突堤・潜堤・離岸堤 | 49 施設 | |
| 下水道 | 処理場 | 8 箇所 | | | | |
| | 管渠 | 51.8 km | | | | |
| 公園 | 公園施設 | 14 公園 | | | | |
| 空港 | 滑走路 | 53,300 m ² | | | | |

| 【交通安全施設】 | |
|----------|----------|
| 施設 | 数量 |
| 信号制御機 | 7,252 基 |
| 信号柱 | 35,410 本 |
| 大型標識柱 | 12,926 本 |
| 交通情報板 | 234 基 |

| 【企業庁施設】 | | |
|---------|-----|----------|
| 区分 | 施設 | 数量 |
| 水道 | 浄水場 | 5 箇所 |
| | 管路 | 260.7 km |
| 工業用水道 | 管理所 | 3 箇所 |
| | 管路 | 150.0 km |

(2) 老朽化の状況

① 土木インフラ

土木インフラの多くは、高度経済成長期以降に建設されており、今後、大量の施設が整備後 50 年を迎える。

⁸ 土木インフラは「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」策定時(平成 26 年 3 月)、他は平成 27 年度末時点の数量。

⁹ 県の保有ではないが、県が改修・更新等を所管している施設を含む。

【図表】老朽化施設の割合（土木インフラ）

| 区 分 | H25 | H35 | H45 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 橋梁（50年経過） | 31% | 54% | 72% |
| 排水機場（30年経過） | 45% | 57% | 92% |
| 水門・堰（30年経過） | 39% | 64% | 89% |

（出典）「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」

② 農林水産インフラ

農林水産インフラは、戦後の食糧増産の時代から農業近代化の時代（昭和20年代から40年代）にかけて集中的に整備された農業水利施設を中心に、今後、大量の施設が標準耐用年数を迎える。

【図表】老朽化施設の割合（農林水産インフラ（農業水利施設））

| 区 分 | 標準耐用年数を経過する施設の割合 | | |
|--------------|------------------|------|------|
| | H27 | H37 | H47 |
| 頭首工（50年経過） | 20% | 38% | 60% |
| 用排水路（40年経過） | 58% | 71% | 92% |
| 用水機場（20年経過） | 57% | 100% | 100% |
| 排水機場（20年経過） | 41% | 82% | 100% |
| 特定ため池（80年経過） | 84% | 84% | 84% |

（出典）兵庫県農政環境部調べ

③ 企業庁施設（水道用水供給施設、工業用水道施設）

企業庁施設のうち、水道用水供給事業は昭和40年代から50年代にかけて、工業用水道事業は昭和30年代後半から順次整備されており、今後、更新時期を迎える。

【図表】老朽化施設の割合（企業庁施設）

| 区 分 | 40年 ¹⁰ 以上経過する管路の割合 | | |
|----------------------|-------------------------------|-----|-----|
| | H27 | H37 | H47 |
| 水道施設（管路：260.7 km） | 24% | 46% | 82% |
| 工業用水道施設（管路：150.0 km） | 57% | 71% | 83% |

（出典）兵庫県企業庁調べ

④ 交通安全施設（信号、大型標識等）

交通安全施設のうち、信号制御機と交通情報板については、平成27年度末時点で更新基準を経過しているものが30%程度であるが、10年後には、信号制御機で60%、交通情報板で80%に達し、信号柱でも30%になると見込まれる。

【図表】老朽化施設の割合（交通安全施設）

| 区分 | 保有数（平成27年度末） | | 平成27年度時点 更新基準超過 |
|----------|--------------|---------------|--------------------|
| | 総数 | 更新基準超過 | |
| 信号制御機（基） | 7,252 | 2,447 (33.7%) | 4,623 (63.7%) |
| 信号柱（本） | 35,410 | 5,106 (14.4%) | 10,994 (31.0%) |
| 大型標識柱（本） | 12,926 | 1,098 (8.5%) | 2,489 (19.3%) |
| 交通情報板（基） | 234 | 69 (29.5%) | 197 (84.2%) |

¹⁰ 地方公営企業法施行規則で定められた資産の財務上の償却期間

IV 取組方針

1 施設総量の適正化の推進

(1) 建物

【方針】

- ① 県立学校、県営住宅など県民が主に利用することを前提とする施設については、将来人口の推移（※）を踏まえ、適切な施設数や配置、規模に見直し
- ② 県民に加え、国内外からの交流人口の受け皿となる施設については、現行施設の必要性を検証のうえ、施設の活性化や新たな利用者のニーズに合わせて機能を充実

〈本県の将来人口の推移〉

本県の人口は、少子化の進展や東京圏等への人口流出により、560万人を超えた平成21年を頂点に減少に転じ、現行のまま推移すると、平成72年（2060年）には366万人まで減少すると見込まれる。

平成27年10月に策定した「兵庫県地域創生戦略」では、出生数の維持対策や人口の流入増加（流出抑制）対策によって県人口の減少幅を抑え、平成72年の水準を450万人とする目標を掲げている。しかし、目標どおりの人口が実現した場合でも、県人口はピーク時の560万人と比べて約2割（110万人）の減少となる。

【図表】地域創生戦略の具体化による目標人口

【総人口】

（単位：千人）

| 区分 | 2010年 | 2020年 | 2030年 | 2040年 | 2050年 | 2060年(2010年比較) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------------------|
| 目標 | 5,588 | 5,465 | 5,275 | 5,015 | 4,756 | 4,500(約▲109万人、▲19%) |
| 対策前 | 5,588 | 5,418 | 5,067 | 4,633 | 4,162 | 3,657(約▲193万人、▲35%) |

（出典）兵庫県推計、2010年は総務省「国勢調査」

【年齢別人口】

（単位：千人）

| 区分 | 0～14歳 | 15～64歳 | | 65歳以上 | | | | 計 | |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|-------|
| | | 15～19歳 | 20～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75歳以上 | | | |
| 目標 | 662 | 2,374 | 221 | 2,153 | 1,464 | 256 | 244 | 964 | 4,500 |
| 対策前 | 343 | 1,897 | 138 | 1,759 | 1,417 | 228 | 233 | 957 | 3,657 |
| 増減 | 319 | 477 | 83 | 394 | 47 | 28 | 11 | 7 | 843 |

（出典）兵庫県推計

【個別施設】

① 庁舎・公的施設等

- ・庁舎等は、組織改正や県関係機関の移転など事務執行体制の見直し、老朽化状況等を踏まえ、集約化等について検討
- ・職員公舎・待機宿舎は、業務上必要な住宅を存置することとして見直しを進めてきており、入居率や業務上の必要性等を踏まえ引き続き検証
- ・公的施設等は、施設の利用状況、老朽化状況等を踏まえ、更新時等に、統廃合、転用、共同化、市町移譲等を引き続き検討

② 県立学校

- ・「県立学校施設管理計画」（平成28年3月策定）において、平成72年度までに少子化により429学級（1学年あたり143学級）が減少すると試算していることを踏まえ、校舎の建替や大規模改修の機会を捉えた減築や減棟により、施設規模を適正化

③ 県営住宅

- ・「ひょうご県営住宅整備・管理計画」（平成 28 年 5 月改定）に基づき、人口や世帯数の減少をはじめ、広域的な行政の役割、民間賃貸住宅への円滑な入居支援の充実など県民生活への影響等を踏まえ、52,685 戸の管理戸数（平成 27 年度 4 月時点）を計画期間内（平成 37 年度）に 48,000 戸程度まで適正化

(2) インフラ施設

【方針】

「ひょうご社会基盤整備基本計画」など各種計画に基づき、必要性・緊急性の高い事業に重点化する一方、必要性の低下した施設は整理等を推進

【個別施設】

① 土木インフラ

- ・「ひょうご社会基盤整備基本計画」のもと、地域ごとの社会基盤整備プログラムに基づき、必要性・緊急性の高い事業への選択と集中を徹底
- ・総ストック量を減量して維持管理費の削減を図るため、社会情勢や周辺土地利用の変化などから必要性が低下した施設は「整理」を、機能集約により維持管理を効率化できる施設は「統廃合」を検討し、利用者と合意形成を図った上で実施

② 農林水産インフラ

- ・農業水利施設等は、施設の維持・管理にかかるコストの縮減を図るため、更新や大規模補修の機会を捉え、必要に応じて施設の統廃合を検討
- ・漁港施設は、陸揚・集出荷機能など漁港機能の集約化を図るとともに空いた漁港の静穏水域を増養殖に活用するなど、既存ストックの再活用を推進

③ 交通安全施設

- ・利用状況や地域の実情を踏まえて必要性を再検討し、必要性が低減したものは必要な箇所への移設や撤去を推進

2 老朽化対策の推進

(1) 建 物

【方針】

長期的視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら、施設の機能や安全性を確保するため、老朽化状況等を勘案して計画的・効率的な老朽化対策を実施

あわせて、新たな県民ニーズに対応できる機能を追加するなど利便性の向上を推進

【実施する対策】

① 計画修繕の実施

施設寿命の延伸と中長期的なトータルコストの低減を図るため、適切な維持管理の一環として、外壁や設備の予防的・周期的な修繕等を実施

② 長寿命化・環境整備の実施

建替コストを抑制するため、既存躯体等を活用して施設機能の回復・向上を図るとともに、新たな県民ニーズに対応できる機能を追加する大規模改修を実施

また、トイレの洋式化など施設の環境整備を実施

③ 計画的な建替整備の実施

社会情勢の変化等を踏まえ、新たな県民ニーズに対応して抜本的な施設の見直しを行う場合や、施設運営上、一時的な閉鎖や仮設による代替ができない場合、また、構造躯体の劣化が著しく、改修より建替の方がコスト面で有利な場合等は建替整備を実施

【効果額の試算】

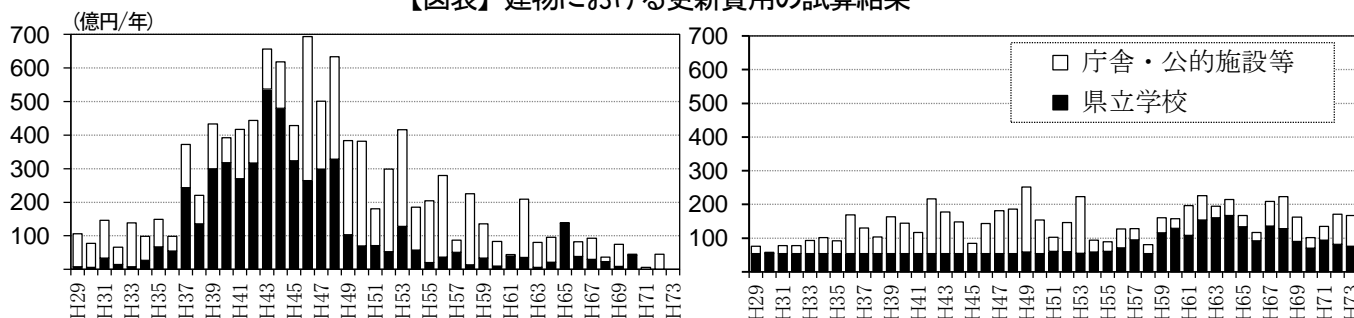
現保有量で建替を継続した場合の更新費用を試算すると、今後 45 年間の総事業費は約 1 兆円（約 234 億円/年）となる。また、更新時期が集中する平成 30 年代後半からの約 10 年間には、年間事業費は最大で約 700 億円にも上る。

これに対し、老朽化対策等を実施することで、45 年間の総事業費は約 6,500 億円（約 144 億円/年）となり、約 4 割の削減が見込まれる。また、県立学校の更新時期を平準化することで、ピーク時の更新費用を 6 割程度抑制することが可能となる。

〈試算条件〉

- 公有財産台帳（平成 27 年度末時点）ベースで、県が保有している建物の総量が今後も維持されると仮定し、現有建物の建替が一巡する 45 年間の更新費用を試算
- 平成 12 年度以降の総事業費 10 億円以上の建替事業において、建替時の平均築年数が 45 年程度であることから、今後も同程度の築年数で建替が行われると仮定（過去に耐震改修を実施した建物は、耐震改修後 20 年で建替を実施すると仮定）
- 既に個別施設計画等により計画的に取り組みされている県営住宅、土木インフラ関係建物、交番・駐在所及び県立病院を除き試算

【図表】 建物における更新費用の試算結果



【現保有量で建替を継続】

○45年間総額：10,500 億円（234 億円/年）

【計画に基づく対策を実施】

○45年間総額：6,474 億円（144 億円/年）

(2) インフラ施設

① 土木インフラ

【方針】

全国に先駆け、平成 24 年度までに主要な施設について点検を行い、施設の安全性はもとより、総コストの低減と予算の平準化を図るため、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」（平成 26 年度～平成 35 年度）を平成 25 年度に策定。引き続き、同計画に基づく対策を実施

【実施する対策】

- ・橋梁、トンネルなどの土木構造物は 5 年ごと、排水機場、水門・堰などの機械・電気設備は毎年など、各施設の特性に応じて一定の周期を定め、継続的に点検を実施
- ・点検結果を、「早期対策（特A）」「要対策（A）」「要観察（B）」「対策不要（C）」の 4 段階の指標で評価
- ・それぞれの施設特性に応じて、予防保全、事後保全、定期保全による老朽化対策を実施

【図表】土木インフラの維持管理

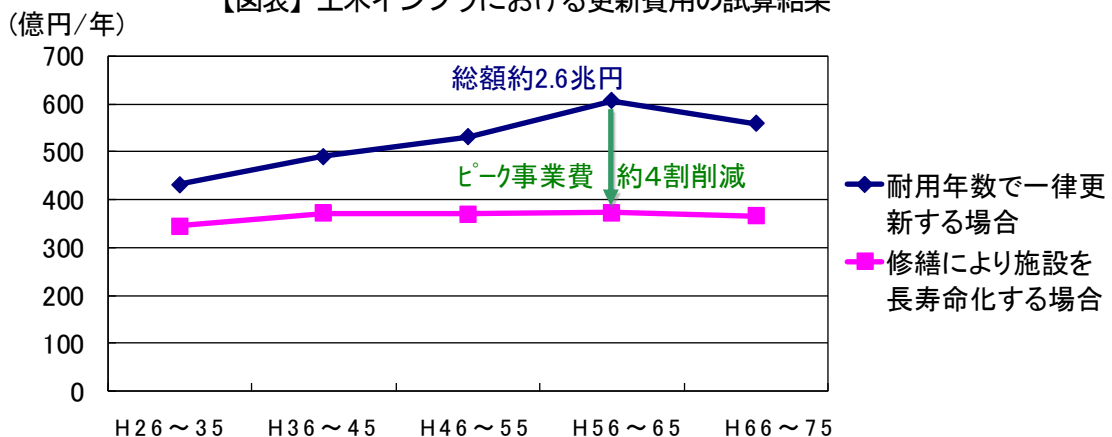
| 維持管理の区分 | 予防保全 | 事後保全 | 定期保全 |
|---------|--|---|--|
| | <p>【劣化予測が可能な施設】 劣化予測し、要対策に至る前に修繕（橋梁、岸壁、矢板護岸 等）</p> | <p>【劣化予測が困難な施設】 経過観察しながら、機能不全に陥る前に修繕（舗装、トンネル、防潮堤 等）</p> | <p>【機械・電気設備】 耐用年数や修繕実績等から定期的に修繕・更新（排水機場、水門・堰、ダム施設 等）</p> |

【効果額の試算】

耐用年数で一律に更新した場合の維持管理・更新等に要する費用を試算すると、今後 50 年間で約 2.6 兆円（約 520 億円/年）となる。

これに対し、長寿命化を実施することで、約 1.8 兆円（約 360 億円/年）に削減できると見込まれる。また、平成 60 年頃に到来する事業費のピークを約 610 億円から約 370 億円に約 4 割削減できると見込まれる。

【図表】土木インフラにおける更新費用の試算結果



(出典) 「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」

② 農林水産インフラ

【方針】

ライフサイクルコストの縮減や施設の安全確保、長寿命化を図るため、各個別施設計画に基づく対策を実施

【実施する対策】

施設の点検・診断結果を基に、予防保全型の維持・補修等を実施

【図表】農林水産インフラの老朽化対策

| 区 分 | 取組内容 |
|----------------|--|
| 農業水利施設 | 機能保全管理の基本方針である「兵庫県農業水利施設機能保全管理計画」(H21 策定)及び個別施設の「機能保全計画」に基づく老朽化対策を推進 |
| 農地防災施設 | 施設ごとに機能診断と機能保全計画の策定を行い、計画的な機能回復、機能維持対策を推進 |
| 治山施設 | 予防保全対策を中心とした維持・補修等を行うとともに、既存の治山ダムの嵩上げ・増厚等の機能強化を推進 |
| 林道施設 | 定期的な点検により健全性を客観的に評価した上で、計画的な修繕を実施 |
| 漁港施設 海岸保全施設 | 「漁港施設機能保全計画」及び「海岸保全施設の長寿命化計画」に基づく定期点検や効率的な修繕・長寿命化など予防保全型の対策を推進 |

③ 企業庁施設（水道用水供給施設、工業用水道施設）

【方針】

施設を長期にわたり健全な状態で維持するため、「アセットマネジメント推進計画」を平成20年度に策定。引き続き、同計画に基づく対策を実施

【実施する対策】

- ・「上・工水道維持管理要領」（平成23年度策定）に基づき、定期的に施設点検、健全度評価、維持修繕を実施し、施設の健全維持、長寿命化を図る
- ・更新を要する施設の早期把握に努め、その結果を「アセットマネジメント推進計画」に反映

【図表】アセットマネジメント推進計画の概要（水道用水供給事業）

| | | |
|-----------------|--|-----------------------------|
| 計画期間 | 平成21年度～平成60年度 | |
| 計画内容 | ①施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分 ②施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 ③施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 ④事業収支を考慮した更新時期の平準化 ⑤計画の継続的な推進とフォローアップ | |
| 対象施設 | 管路施設 | 延長：260km 口径：φ150～φ2,000mm |
| | 電気・機械設備 | 受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備、薬品注入設備、等 |
| | 土木・建築施設 | 5浄水場の沈砂池、浄水池、管理本館 等 |
| 対象施設の 使用目標年数 | 管路施設 | ダクタイル管 60年～100年、 鋼管 50年～70年 |
| | 電気・機械設備 | 電気設備 9年～32年、 機械設備 15年～34年 |
| | 土木・建築施設 | 土木施設 70年～100年、 建築施設 60年～80年 |
| 費用総額 | 40年間で約2,100億円（年平均約53億円） | |

【図表】アセットマネジメント推進計画の概要（工業用水道事業）

| | | |
|-----------------|---|-----------------------------|
| 計画期間 | 平成21年度～平成60年度 | |
| 計画内容 | ① 施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分 ② 施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 ③ 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 ④ 事業収支を考慮した更新時期の平準化 ⑤ 計画の継続的な推進とフォローアップ | |
| 対象施設 | 管路施設 | 延長：150km 口径：φ75～φ2,000mm |
| | 電気・機械設備 | 受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備、等 |
| | 土木・建築施設 | 3ポンプ所の沈砂池、管理本館 等 |
| 対象施設の 使用目標年数 | 管路施設 | ダクタイル管 60年～100年、 鋼管 50年～70年 |
| | 電気・機械設備 | 電気設備 9年～32年、 機械設備 15年～34年 |
| | 土木・建築施設 | 土木施設 70年～100年、 建築施設 60年～80年 |
| 費用総額 | 40年間で約1,200億円（年平均約30億円） | |

④ 交通安全施設

【方針】

- ・より効果的・効率的な老朽化対策を行うため、「交通安全施設管理計画」を策定し、同計画に基づく対策を実施

【実施する対策】

- ・信号制御機は、更新基準を製造後概ね19年¹¹とし、更新数の平準化を図りつつ、点検結果、補修履歴等を踏まえて必要性が高いと認められるものから優先的に更新を実施
- ・信号柱・大型標識柱は、更新基準を製造後概ね40年¹²とするが、設置環境により老朽化の進捗が異なることから、点検結果を踏まえて適切に更新
- ・周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める長寿命化対策を実施
- ・今後の対策に利用するため、点検・診断、補修、更新等の情報を一元化して総合データベース化を図るなど、情報の収集・蓄積を推進

¹¹ 「警察庁インフラ長寿命化計画」に基づく更新基準。

¹² 「警察庁インフラ長寿命化計画」で「設置環境により、その老朽化が進む速度が変動することから点検結果を踏まえた更新を推進する」とされ、「各都道府県警察の実情を踏まえて、必要に応じて更新基準年数を設けることは差し支えない」とされており、老朽化の実情等を踏まえ40年としている。

3 安全性の向上と適切な維持管理の推進

(1) 耐震化の推進

① 建 物

平時の安全確保はもとより、災害時には行政基盤や物資・人員の拠点として、重要な役割が求められるため、耐震性能が不足する施設については、「兵庫県耐震改修促進計画」（平成 28 年 3 月改定）に基づき、耐震化を着実に推進

【図表】耐震化の実施状況（主な建物）¹³

| 項 目 | 目 標 | 実績(H27) | 備 考 |
|-----------|---------------|--------------------|---|
| 庁舎の耐震化率 | 100% (H30) | 97% | 工事着手ベース |
| 県立学校の耐震化率 | 100% (H30) | [校数]96% [棟数]98% | 工事着手ベース |
| 県営住宅の耐震化率 | 97% (H37) | 89% | 長期活用する団地のうち耐震性に課題のある住棟について、耐震改修又は建替による早期の耐震化を実施 |

② インフラ施設

修繕・更新と併せて耐震化を着実に推進

【図表】耐震化の実施状況（主なインフラ）¹⁴

| 項 目 | 目 標 | 実績(H27) | 備 考 |
|---|------------------------------------|------------------|--|
| 橋梁の耐震化 | 87 橋 (H35) | 15 橋 | 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線・跨道橋など落橋した場合の社会的影響を考慮して耐震化を実施 |
| 流域下水道施設の耐震化 | 205.8km (H29) 88 箇所 (H33) | 205.3km 60 箇所 | 被災時に、①全ての管渠で流下機能を確保できるように管路施設を耐震化、②全ての流域下水道終末処理場で流入する下水の全量を簡易処理（沈殿・消毒処理）できるように処理場・中継ポンプ場を耐震化 |
| 道路法面の落石対策 | 453 箇所 (H35) | 130 箇所 | 緊急輸送道路や交通量の多い箇所で、地震対策のため道路法面の落石・崩壊対策などを実施 |
| ため池整備着手箇所数 (部分改修を除く) 〔特に緊急性の高い 330 箇所〕 | 330 箇所 (H31) | 66 箇所 | 決壊による災害を未然に防止するため、H24 から点検・調査を実施。その結果を踏まえ、H27 から「ため池整備 5 箇年計画」に基づく整備を推進 |

【図表】水道用水供給施設の耐震化の現状（平成 27 年度末）

| 種 別 | 名 称 | 耐震性能 |
|-----------------------|-------------------------|-----------------|
| 浄 水 施 設 (4 浄水場) | ○土木・建築施設（浄水池、沈砂池、管理本館等） | 100%(H21 年度完了) |
| | ○電気・機械設備（受変電設備、ポンプ設備等） | |
| 管 路 (総延長 260.7 km) | 震度 6 の耐震性 (H9 診断) | 100%(260.7 km) |
| | 耐震適合管 ¹⁵ | 67.9%(176.9 km) |
| | 耐震管 ¹⁶ | 35.9%(93.6 km) |

¹³ 庁舎の耐震化率は、本庁舎、総合・集合庁舎（1千㎡以上）を対象とし、新行政課作成。県立学校、県営住宅の耐震化率は「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」（平成 28 年 7 月改定）による。

¹⁴ 「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」（平成 28 年 7 月改定）による。

¹⁵ 震度 7 級の地震においても、良質地盤に敷設されているため被害が軽微な管

¹⁶ 地盤の状況に関わらず震度 7 級の地震に対応できる管

【図表】工業用水道施設の耐震化の現状（平成27年度末）

| 種 別 | 名 称 | 耐震性能 |
|-----------------------|---|----------------|
| 取水・配水施設 (3管理所) | ○土木・建築施設（沈砂池、管理本館等） ○電気・機械設備（受変電設備、ポンプ設備等） | 100%(H18年度完了) |
| 管 路 (総延長 150.0 km) | 震度6の耐震性(H9診断) | 100%(150.0 km) |
| | 耐震管 | 32.7%(49.0 km) |

(2) バリアフリー化の推進

- ・公共施設等を誰もが安全で安心して利用できるよう、「福祉のまちづくり基本方針」(平成28年7月改訂)に基づくバリアフリー化を推進

{
 建物：段差解消、エレベーターの設置 等
 インフラ施設：公園の園路・広場の段差解消 等

(3) 適切な維持管理の実施

① 建 物

- ・建築基準法等法令に定められた点検の実施はもとより、日頃から「建物維持管理の手引き」を活用した点検に努め、不具合等の早期に発見、把握、記録により、適切な維持管理を実施
- ・必要に応じて、専門的見地から劣化度調査等を実施するなど、施設の老朽化状況等の的確な把握を推進

② インフラ施設

ア 土木インフラ

- ・道路では、パトロールによる日常点検や、トンネル設備などの保守点検を実施
- ・河川・海岸では、排水機場・樋門・水門などの保守点検を実施

イ 農林水産インフラ

- ・農業水利施設及び農地防災施設は、土地改良区など施設管理者による日常的な点検や、国庫補助事業等を活用した技術者による定期的な点検等を実施
- ・治山施設は、毎年「豊かなむらを災害から守る月間(6月)」に合わせて、700箇所程度の施設点検を実施し、林道施設は、県管理の全ての橋梁・トンネルについて5年に1回の頻度で点検を実施
- ・漁港施設及び海岸保全施設は、効率的で安全な漁業活動及び高潮・津波からの防護機能の保全のため、防波堤、係留施設、防潮堤等の定期点検等を実施

ウ 企業庁施設（水道用水供給事業、工業用水道事業）

- ・災害や漏水等の事故発生時に、被害の拡大を防ぎ、迅速な復旧を図るため、「上・工水道施設事故対策処理要領」、「県営水道・工業用水道事業継続計画」等の事故対応マニュアルを整備するとともに、各種事故を想定した訓練を継続的に実施

エ 交通安全施設

- ・統一的な尺度による健全性の判定区分の設定や、周辺環境、使用機材の材質など施設の特性に応じた点検頻度の設定、施設の健全性に応じた臨時点検など、きめ細かな対応を実施

4 施設等の有効活用

次の施設等については、各施設所管課はもとより管財課、資金財産室等の関係部局の協議により、有効活用を図る。

(1) 今後も活用する施設の空きスペース及び未利用土地

- ・統廃合や施設規模の見直し等により空きスペースが生じた施設の建物や未利用土地については、県・市町・民間等による有効活用を推進

(2) 廃止施設等

- ・用途廃止した施設の建物・土地については、県・市町等での利活用や民間売却を推進

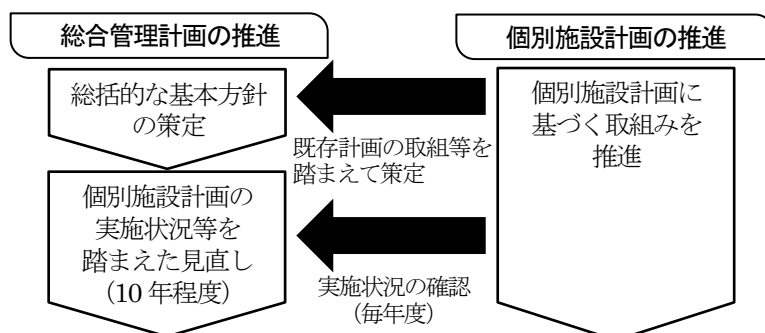
【図表】施設等の有効活用例

| 施設類型 | 想定される活用例 |
|------|---|
| 庁舎等 | 組織の見直しや県関係機関の移転等により生じた空きスペースに、地元市町、地域団体等が入居 |
| 県立学校 | 校舎のうち減築を検討する部分について、地域住民が利用できるスペースに転用 |
| 県営住宅 | 県営住宅の集約により生じた余剰地について、民間事業者との共同事業等を実施 |

V フォローアップの実施

1 実施方針

本計画の基本方針に基づく個別施設計画の取組状況について、毎年度公表するとともに、社会情勢の変化、情報の蓄積等を踏まえた見直しを実施する。



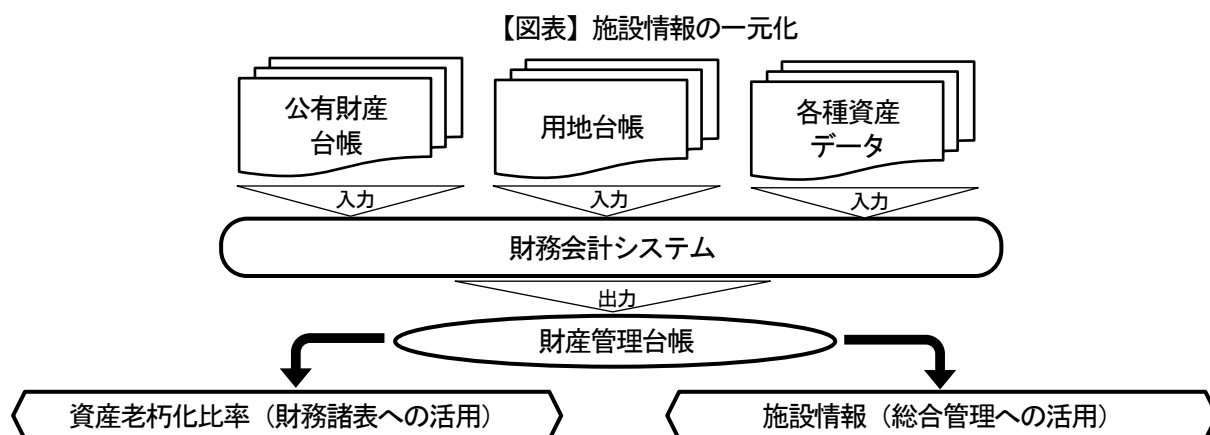
2 全庁的な取組体制と施設情報の一元化

(1) 推進体制の構築

老朽化への計画的な対応、効果的かつ効率的な維持管理等の推進のため、各個別施設計画の所管局長等からなる「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」を設置し、実施状況の把握、検証等の進行管理を行う。

(2) 施設情報の一元化

財産管理台帳¹⁷のもと、利用状況や維持管理コスト等、施設のマネジメントにも活用できる施設情報を一元的に集約・整理する。



上記に加え、土木インフラについては、業務の効率化・高度化を図り、確実な日常維持管理や老朽化対策の計画策定に活用するため、「社会基盤施設総合管理システム」(平成25年11月から本格運用)において一元的に蓄積・管理された施設情報、点検データ、修繕更新履歴等のデータの分析・活用に取り組む。

農業水利施設及び農地防災施設については、効率的な情報活用により施設の適切な保全管理を図るため、「水土里情報システム」を活用し、各施設の諸元や点検調査の結果、修繕・更新にかかる計画・履歴等の蓄積を図る。

¹⁷ 各分野の既存の財産台帳に登録された資産の取得価額、耐用年数等のデータについて、様式を統一して記載したもの。